

1/5

豊橋市立章南中学校ボート事故について

2011/1/17
学校教育課

○ 11月29日（月）議会に提出された請願事項〔5号、6号〕とその状況 〔請願第5号〕

1 事前の危険予測について

(1) ボート訓練を計画する段階において想定した危機予測の内容について

A：雷や落水、櫂に手を挟む、座礁、漂流等である。

専門家としての管理者（青年の家の所員）に委ねていて、学校として前述以外の危機予測は想定していなかった。

(2) ボート転覆を想定できなかった理由について

A：三ヶ日青年の家では、これまでも注意報が出ていても海の状況や気象予報・予測から判断して、実施をしていた。今回のような曳航によるカッター艇の転覆までは想定していなかった。また、カッターボートの構造上（避難用ボートであると聞いていた）、転覆することまでは想定していなかった。

(3) ボート訓練現場の下見を実施した結果として把握した危機想定の内容について

A：下見では、主に、生徒の活動を想定して、施設の状況把握、現地スタッフとの打ち合わせを行った。そのなかで把握した危機想定も雷や落水、櫂に手を挟む、座礁、漂流等であり、その防止のための手立ても考えられていた。しかし、昨年度の実施の状況や所員による指導の様子も含め、それ以上の危機は想定しなかった。

2 三ヶ日青年の家のボート訓練実施組織（管理者）の変更について

(1) 三ヶ日青年の家のボート訓練実施組織が昨年までの静岡県から小学館へと民間委託されていますが、この変更に対して事前に危機予測を行った内容について

A：民間委託（指定管理者制度）への変更は知っていたが、指導・管理体制の変更点があるとはとらえていなかった。また、「平成22年度から指定管理者に代わるが、引継ぎを確実に行うので、今年度と同様の体制で行える」（H21.6.1施設の予約時点）「指定管理者に代わりましたが、昨年とまったく同じようにやりますので安心してください。この4月からもすでにカッター訓練を問題なく実施しています」（H22.4.6下見実施時点）という話があり、変更に対する危機予測はしていなかった。

3 乗船配置について

(1) ボートに三ヶ日青年の家の所員が乗船せず学校の先生が乗船をする自主艇に対する事前の危機想定の内容について

A：三ヶ日青年の家では、どの学校にもお願いしていることとして、2艇につき1艇は自主艇としており、自主艇はキャプテン艇からの指示を受けて動くようなシステムになっていた。学校としても、昨年度の実態から、自主艇に対する

危機想定はしていなかった。

4 ポート訓練開始前の気象情報に対する危機予測について

(1) 風雨が強まった状態における危機予測と対応の実態について

A：風と雨は別の基準と考えている。

雨天でも実施するとはいうものの雨が強まってきたため、1年教員は所員に実施可否の確認をしている。所員からは「これぐらいの雨なら大丈夫」という判断であった。また、所長、所員は、風、波の様子についてハーバーで目視により確認している。校長及び引率教員も風もほとんどなく、波も出ていないと目視により判断している。所員から話のなかで、風、波など気象が急変した場合には引き返すことが確認され、「実施可能」という判断をした。

(2) 雨が降って嫌がる生徒もいたにもかかわらずポート訓練を強行した理由について

A：ポート訓練のねらいと天候から総合的に判断して、「強行」ではなく「予定どおり」実施した。確かに雨に濡れてしまうことを嫌がる生徒はいたが、もともとのプログラムにあるカッター訓練は、雨天でも実施することになっており、中止をする判断にはなっていなかった。

5 ポート訓練中止の判断基準について

(1) ポート訓練を中止する判断基準の内容について

A：判断基準としては、暴風、波浪、津波等の警報が発令されている場合、落雷の危険が予測できる場合となっている。また、注意報でも風や波の状況により、ポート訓練を中止することもあった。事前の資料には「荒天時の実施・中止の決定は、団体責任者と協議の上所員が行います」とある。

6 ポート転覆事故発生後の対応について

(1) ポート転覆事故発生後における、校長・転覆したボートに乗船していた2人の教諭・別のボートに乗船していた担任教諭などの行動実態について

A：事故発生の一報を受けた直後、校長は、三ヶ日青年の家の5階にあがって事故現場の様子を見ようとしたり、事務室付近で情報収集にあたったり、学校に第一報を入れたりしていた。そして、青年の家前で、救助されて戻ってくる生徒たちを待っていた。

転覆したボートに乗船していた2人の教諭については、湖面を漂流しているところを救助された。青年の家に到着後、加藤教諭は消防の方の指示でグリーンプラザホテルに移動した。山川教諭は救助された生徒の世話をしていた。しばらくして、消防（警察）からの依頼で、自分が所持していた乗船名簿を提出した。

別のボートに乗船していた担任教諭などは、それぞれの艇で生徒を励ましながら人員確認をして救助を待っていた。

(2) C艇の2人の教諭が、C艇に乗船していた生徒全員の救出確認を行うことができなかった理由について

A：転覆後、加藤教諭は複数の生徒とともに海に投げ出され、視界に入った生徒

を励ましていた。山川教諭は転覆したボートの中に多くの生徒とともに閉じこめられた。危険を感じたので、生徒に呼びかけてボートの外に出た。直後、波に流され始めた。2人とも漂流してボートから離れてしまい、その後、救助艇に救助された。波が高く、全員を確認することができなかった。ただ、まだボートに複数の生徒が閉じこめられていることを認識しており、その旨を所長に伝えた。

また、加藤教諭は救助後、グリーンプラザホテルに行き人員確認をしたが、救急車で病院へ運ばれた生徒の確認ができず、全員の安否を確認することができなかった。

- (3) 学校関係者が、別の場所に救助本部が設置されたことを確認できなかった理由、および学校関係者が自ら救助本部設置場所を確認しなかった理由について
A：第一陣が青年の家（活動本部）に救助されたため、引き続き青年の家に救助されると思い、第二陣、第三陣の到着を待っていた。その後も、青年の家の事務室内において、警察や消防の方から事情聴取を受けた際も、救助本部がグリーンホテル内に設置されたということは知らされず、校長は青年の家以外に救助本部があるということは知りえなかった。

しばらくすると、数人ずつ救助された生徒が（グリーンプラザホテルから）青年の家に運ばれてきて、あくまで本部は青年の家であると考えていた。

- (4) 校長が救助本部へ移動するのに2時間以上かかった理由について

- A：14：35頃 バーバー内（陸上）で出航を見送る⇒3F自室へ
15：30頃 養護教諭から「転覆」第一報が入る。所員に確認する。
15：37 学校に事故の第一報を入れる。
15：40頃 状況がわからず、事務室と最上階を行き来する。
15：48 生徒救助の連絡を受け、桟橋にてレスキュー艇を出迎える。
16：00頃 学校に「生徒8名、教員2名救助」の連絡を入れる。
第一陣が救助され、後続の救助を待っていた。
事務室で警察や消防からの事情聴取を受ける。
17：00頃 グリーンプラザホテルに救助された生徒が、青年の家に到着し始め、その報告を受ける。
その後も情報収集や電話対応に追われる。
（誰からもグリーンプラザホテルに救助された多くの生徒がいることの連絡が入らず、青年の家の事務所が本部と認識していた。だからその場から離れないように努めていた）
17：25頃 グリーンプラザホテルに救出された教員からこちらに生徒が救助されているので来てほしいと連絡がはじめて入る。教員1名とともにグリーンプラザホテルに向かう。
17：30頃 グリーンプラザホテル着
校長は、本部は青年の家であると認識しており、本部（青年の家）に教員がいなくなっているため救助された教員にも青年の家に戻ることを指示し、10分後には自分も青年の家に向かった。
17：51 青年の家に到着し、事務室にて情報収集やさまざまな問い合

わせに対応する。

※ 聞き取りによると、最後までグリーンプラザホテルが救助本部であることは認識していない。

(5) 艇ごとの乗船名簿を作成していなかった理由について

A：作成していた。

7 事故関係者の責任について

(1) 今回策定された安全管理マニュアルにはボート転覆事故関係者である教育現場の責任などには一切触れず、状況から「今後配慮すべき事項」としてまとめるにとどまっている。今回のボート転覆事故に対する教育現場関係者の責任の明示について

A：学校行事である以上、その管理・監督の責任は校長にある。ただ、関係者からの聞き取りによる状況把握の結果、引率教員の過失と判断できる場面は見いだすことができなかった。したがって、事後において考えるともっとこうすればよかったという点はあるものの、事故に関する責任の所在、事故の要因解明については、静岡県警察および国土交通省運輸安全委員会（事故調査委員会）に委ねるしかない。そこで豊橋市としては、二度とこのような悲しい事故を起こさないため、より安全を確保していくためにどのような対策を講じていくことが必要であるかという観点からまとめている。

8 今回策定された安全管理マニュアルについて

(1) 今回策定された安全管理マニュアルの危機予測やマニュアル順守を教育関係者以外の目からのチェック体制の内容について

A：マニュアル作成にあたっては、防災対策課、行政課危機管理グループ、生活安全課の意見を参考にしている。また、その後は、医師、危機管理の専門家にもアドバイスをもらいながら加除修正を加えている。

〔請願第6号〕

1 平成22年6月18日、豊橋市立章南中学校自然活動におけるボート転覆事故及び西野花菜の死亡について原因を調査し、真相解明をすること。

A：本市といたしまして、今回の事故が、教育活動の中でおきた事故であるという事実を重く受け止めている。そして、教育委員会として、学校関係者、及び施設関係者から独自に情報収集に努めるとともに、静岡県警察や静岡県教育委員会の真相究明の調査に協力をしてきたところである。また、今後も最大限の協力をしてまいりたいと考えている。

2 二度とこのような事故や生徒の死傷という結果を再発させないための具体的な生徒の安全対策を講じること。

A：本市におきましては、今回の事故を大きな教訓として、市全体として所管する全ての施設に対して施設の安全管理やイベントのあり方、様々な危機への対応のあり方について検証を指示し、取り組みを進めている。

また、教育委員会としましても、二度とこのような悲しい事故を起こさない

ため、6月21日に臨時校長会、6月30日には校長会議を開催し、各学校における安全管理体制の見直しについて指示をするとともに、教育委員会内に緊急プロジェクトチームを設け、校外学習（行事）安全マニュアル、教育委員会の事故対応マニュアルづくりなどの取り組みを進めている。また、今回の事故の教訓を風化させないため、安全管理を見直す機会の設置、安全・危機管理研修の充実など、今後とも教育委員会と全小中学校が一体となった取り組みを進めていく。